令和３年４月　小金井市介護予防・日常生活支援総合事業に関する改正事項について
～人員、設備及び運営に関する基準～

目次

１．訪問型サービス及び通所型サービス共通改正事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ．３
①　感染症対策の強化
②　業務継続に向けた取組の強化
③　ハラスメント対策の強化
④　会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用
⑤　電磁的記録等により行うこととする書面の作成等又は交付等の取扱い
⑥　運営規程等の掲示に係る見直し
⑦　高齢者虐待防止の推進
⑧　ＬＩＦＥ（科学的介護情報システム）の活用及びＰＤＣＡサイクルの推進
⑨　サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

２．通所型サービスの改正事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ．９
①　認知症介護基礎研修の受講の義務付け
②　非常災害対策に係る地域連携の強化等
③　地域との連携

３．留意点・・・　ｐ．１２

１．訪問型サービス及び通所型サービス共通改正事項

改正事項

① **感染症対策の強化**（第３１条第３項）（第３１条第３項）

② **業務継続に向けた取組の強化**（第３０条の２）（第２８条の２）

③ **ハラスメント対策の強化**（第３０条第４項）（第３０条第４項）（第２８条第４項）

④ **会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用**（第３１条第３項、第３７条の２）（第３１条第３項、第３７条の２）

⑤ **電磁的記録等により行うこととする書面の作成等又は交付等の取扱い**（第３９条の２）（第３９条の２）

⑥ **運営規程等の掲示に係る見直し**（第３２条第２項）（第３２条第２項）

⑦ **高齢者虐待防止の推進**（第４条第３項、第２９条、第３７条の２）（第４条第３項、第２７条、第３７条の２）

⑧ **ＬＩＦＥ（科学的介護情報システム）の活用及びＰＤＣＡサイクルの推進**（第４条第４項）（第４条第４項）

⑨ **サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保**（第３６条の２）（第３６条の２）

①感染症対策の強化

概要

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

指針に関する各項目の記載内容については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

②　業務継続に向けた取組の強化

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

業務継続計画に記載する各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

③　ハラスメント対策の強化

概要

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。

〈事業主が講ずべき措置の具体的内容〉

①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

②　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備

④　会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用

概要

運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。

○　利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

○　利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

⑤　電磁的記録等により行うこととする書面の作成等又は交付等の取扱い

概要

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

⑴　書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

⑵　利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

〇様式第１号　小金井市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者指定・更新申請書
〇様式第４号　小金井市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者変更届出書
〇様式第５号　小金井市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者廃止・休止・再開届出書
について、押印欄を削除した。

⑥　運営規程等の掲示に係る見直し

概要

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

⑦　高齢者虐待防止の推進

概要

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。

※　３年の経過措置期間を設ける

⑧　ＬＩＦＥ（科学的介護情報システム）の活用及びＰＤＣＡサイクルの推進

概要

介護関連データの収集・活用及びＰＤＣＡサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、ＬＩＦＥ（科学的介護情報システム）を活用した計画の作成や事業所単位でのＰＤＣＡサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

〈科学的介護情報システム（LIFE）利活用の手引き〉
厚生労働省のホームページから直接ダウンロードください。
掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

⑨　サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

概要

サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。

２．通所型サービスの改正事項

①　認知症介護基礎研修の受講の義務付け（第２８条第３項）

②　非常災害対策に係る地域連携の強化等（第３０条第２項）

③　地域との連携（第３６条の２第１項）

①　認知症介護基礎研修の受講の義務付け

概要

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。

※ ３年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても１年の猶予期間を設けることとする。

②　非常災害対策に係る地域連携の強化等

概要

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

③　地域との連携

概要

　通所型サービスの事業が地域に開かれた事業として行われるよう、通所型サービス事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないことする。

３．留意点

人員、設備及び運営に関する基準について

下記の告示及び通知を参照すること。

○　介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生省告示第７１号）
○　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）
○　介護保険法施行規則第１４０条の６３の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和３年３月１９日介護保険最新情報Ｖｏｌ．９４５）

※告示等は厚生労働省のホームページに公開されているため、ご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/kaitei31_00005.html